三　相続人申告事項　法第七十六条の三第三項の規定により所有権の登記に付記する事項をいう。
四　相続人申告名義人　相続人申告登記によって付記された者をいう。
五　相続人申告事項の変更の登記　相続人申告事項に変更があった場合に当該相続人申告事項を変更する登記をいう。
六　相続人申告事項の更正の登記　相続人申告事項に錯誤又は遺漏があった場合に当該相続人申告事項を訂正する登記をいう。
七　相続人申告登記の抹消　相続人申告登記を抹消することをいう。
八　相続人申出等　相続人申出、相続人申告事項の変更若しくは更正の申出又は相続人申告登記の抹消の申出をいう。
九　相続人申告登記等　相続人申告登記、相続人申告事項の変更の登記、相続人申告事項の更正の登記又は相続人申告登記の抹消をいう。
十　相続人電子申出　第百五十八条の四第一号に掲げる方法による相続人申出等をいう。
十一　相続人書面申出　第百五十八条の四第二号に掲げる方法による相続人申出等をいう。
十二　相続人申出等情報　次条第一項各号、第百五十八条の十九第一項各号又は第百五十八条の二十四第二項各号に掲げる事項に係る情報をいう。
十三　相続人申出書　相続人申出等情報を記載した書面をいう。
十四　相続人申出等添付情報　相続人申出等をする場合において、この款の規定によりその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならないものとされている情報をいう。
十五　相続人申出等添付書面　相続人申出等添付情報を記載した書面をいう。

（相続人申出等情報）

第百五十八条の三　相続人申出等は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
一　申出人の氏名及び住所
二　代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
三　申出の目的
四　申出に係る不動産の不動産所在事項

2　前項第四号の規定にかかわらず、不動産番号を相続人申出等情報の内容としたときは、同号に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とすることを要しない。

3　相続人申出等においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とするものとする。
一　申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先
二　相続人申出等添付情報の表示
三　申出の年月日
四　登記所の表示

（相続人申出等の方法）

第百五十八条の四　相続人申出等は、次に掲げる方法のいずれかにより、相続人申出等情報を登記所に提供してしなければならない。
一　電子情報処理組織を使用する方法
二　相続人申出書を提出する方法